

桑名市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 6 月 17 日

桑名市議会議長 渡 邊 清 司

桑名市議会規則第 1 号

桑名市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

桑名市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成23年桑名市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（交付決定）

第 3 条 市長は、前条第 1 項の規定による提出があった場合は、その内容を審査し、交付すべき政務活動費の額を決定したときは、政務活動費交付決定通知書（様式第 5 号）により議長を經由して当該会派の代表者及び議員に通知するものとする。

2 市長は、前条第 2 項の規定による提出があった場合は、その内容を審査し、既に交付決定した政務活動費の額の変更を決定したときは、政務活動費交付変更決定通知書（様式第 6 号）により議長を經由して当該会派の代表者及び議員に通知するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。